

有効期限を確認してください

証明用電気計器(子メーター)の有効期限が過ぎていませんか？

証明用電気計器（子メーター）とは、貸ビル、スーパー、市場等一括して電力会社に支払った電気料金を、電気の使用量に応じて、配分するために使用されているもので、計量法で次のように定められています。

- 「検定証印又は基準適合証印が付されたもの」で「有効期限内のもの」でないと使用できません。
- 違反して子メーターを使用すると、計量法によって罰則を科せられることがあります。
- 国、都道府県知事又は特定市町村の長の“立入検査等”があります。

なお、現在、民間その他の機関に、立入検査等を委託している事実はありません。

検定等に合格したものは下図のように有効期限を表示したラベルが付けられています。

有効期限を表示したラベル

検定ラベルには、有効期限が表示されています。

基準適合ラベルには、基準適合証印と有効期限が表示されています。

- 有効期限が平成33年4月以降のラベルには、マイクロQRコードが表示されています。
- 2019年1月1日より、有効期限が和暦表記から西暦表記へ変更されています。

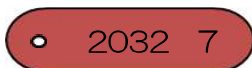
検定ラベル	基準適合ラベル
	 有効期限 平成33年3月 和暦表記
	 有効期限 平成40年12月 和暦表記
	 有効期限 2035年7月 西暦表記



変成器と組合わせて使用する電気メーターは、ファイバー製の検定票に有効期限を刻印し、検定証印をモールドした合成樹脂製又は鉛封印の検定証により封印をしています。

変成器と組合
せて使用する
場合

検定票



ファイバー



(合成樹脂製の検定証)

検定証印



(鉛封印)

四国地区電気計器運営協議会

経済産業省 四国経済産業局

資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課

TEL (087) 811-8532



証明用電気計器対策委員会

事務局

日本電気計器検定所 四国支社

TEL (0877) 33-4040



電気の子メーターに関する Q & A

Q：証明用電気計器（子メーター）とはどういうメーターですか？

A：貸ビル・デパート・スーパー等で、一括して電力会社に支払った電気料金を、入居者の電気の使用量に応じて配分するために用いる電気メーターをいい、計量法では、証明用電気計器と位置付けられ、“子メーター”と呼ばれています。なお、自動販売機の電気の使用量を測るために“子メーター”を設置する場合があります。

Q：証明用電気計器（子メーター）は検定等を受けなければ使用できませんか？

A：計量法の第16条（使用の制限）では、

- ①検定証印又は基準適合証印が付されていないものを使用すること。
 - ②検定証印又は基準適合証印の有効期限を経過したものをを使用すること。
 - ③変成器とともに使用する電気メーターの場合、同じ合番号が付されていない変成器とともに使用すること。
- が禁じられています。

したがって、子メーターは、検定証印又は基準適合証印が付され、有効期間内のものでなければ使用できません。目的とするところは、電力会社の取引用電気メーターと同様に「公平の原則」に立って、当事者間のトラブルを無くすことです。

Q：有効期間はどのように決められていますか？

A：計量法施行令第18条では、電気メーターの方式や定格電流の大きさ、変成器とともに使用する電気メーターであるか、によって規定されています。

検定等に合格した月の翌月から起算して

- ① 単独計器（電気メーターのみで使用するもの）の場合

定格電流が30A、120A、200A及び250Aの電気メーターは、機械式・電子式とも10年です。

定格電流が20A及び60Aの機械式電気メーターは7年、電子式電気メーターは10年です。

- ②変成器付計器（変成器とともに使用する電気メーター）の場合

電子式電気メーター及び定格一次電流が120A以下の変流器とともに使用する機械式電気メーター（定格一次電圧が300Vを超える変圧器とともに使用するものを除く）は7年、これ以外の機械式電気メーターは5年です。

Q：有効期限はどこを見ればわかりますか？

A：単独計器の場合はラベルに、変成器付計器の場合は検定票に表示しています。

- ① 単独計器の場合（検定ラベル又は基準適合ラベル）

電気メーターのガラスカバーの正面に貼付された直径約2cmの白地のラベルに黒の算用数字で有効期限を表示しています。

- ② 変成器付計器の場合（検定票）

電気メーターの正面に向かって右側のネジに取り付けられているファイバー製の検定票に有効期限を算用数字で刻印しています。

Q：有効期限を超えた電気メーターは使用できますか？

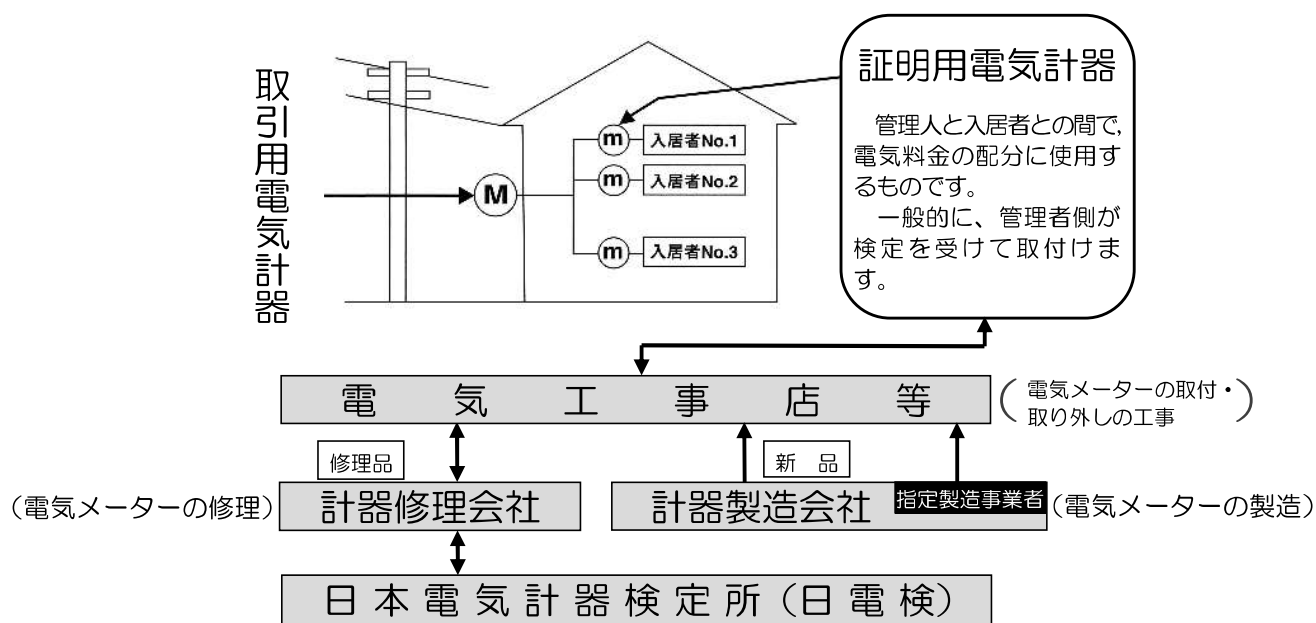
A：取引や証明に使用することは、法律（計量法）で禁じられています。違反した場合、計量法第172条で「6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とあります。

当事者間のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いします。

Q：有効期限が近づいたので、交換の方法は？

A：今まで使用していた電気メーターを修理（オーバーホール）したのち、検定を受けて合格したものと交換する方法と、検定証印又は基準適合証印が付された新しい電気メーターに交換する方法があります。

電気メーターの交換についてのご案内



取引・証明用の電気メーターの修理は、経済産業大臣に届け出た届出修理事業者及び届出製造事業者のみが行えます。製造は、同様に届出製造事業者のみが行え、基準適合証印を付した製造は、届出製造事業者のうち経済産業大臣の指定を受けた指定製造事業者のみが行えます。

なお、電気メーターを修理して再検定を受けるためには、検定申請前に修理事業者等により法令に定められた基準に従った修理を受ける必要があります。

子メーターの交換には、おおよそ次のような費用が必要です。

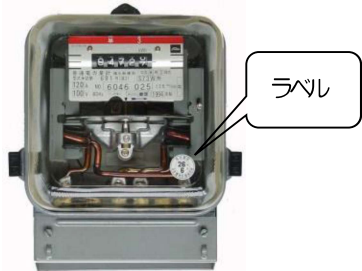
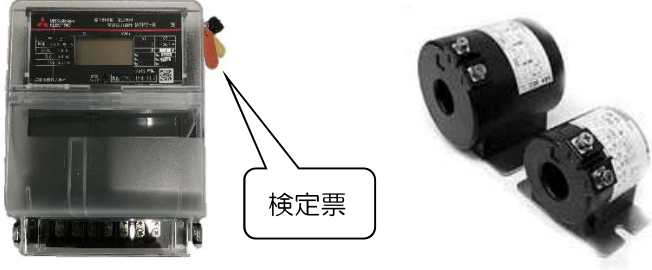
- ①今まで使用していた子メーターを再検定して使用する場合(修理品の場合)
(取外し、取付けの工事費用) + (オーバーホール費用) + (検定手数料)
- ②新品の子メーターと取り替える場合(新品の場合)
(取外し、取付けの工事費用) + (新しい子メーターの購入費用)

また、再検定して使用する場合は、電気メーターのオーバーホール及び検定を行っている間、代替の電気メーターの手配や再検定に合格した子メーターとの交換を行うため、もう一度工事が必要になる場合があります。詳しくは、最寄りの電気工事店又は下記機関へお問い合わせください。

お問い合わせ先

電気メーターに関する計量法、検定についてのお問い合わせ	- 四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課 - 日本電気計器検定所 四国支社 (https://www.jemic.go.jp)	087-811-8532 0877-33-4040
電気メーターの取替え、購入についてのお問い合わせ (電気工事店等)	- 株式会社 四電工 本店 営業部 香川支店 営業部 営業課 徳島支店 営業部 営業課 愛媛支店 営業部 営業課 高知支店 営業部 営業課 - 西日本ビル管理株式会社 - 一般財団法人 四国電気保安協会 - 四国電気工事組合連合会	087-840-0200 087-836-0111 088-626-5512 089-925-1102 088-833-1212 087-864-3333 087-805-1670 087-851-4869
電気メーターの整備、購入についてのお問い合わせ (製造事業者等)	- 四国計測工業株式会社 製造事業本部 計器・産業事業部 計器部 - 三菱電機株式会社 四国支社 - 東光東芝メーターシステムズ株式会社 営業部 - 富士電機株式会社 四国支社 - 株式会社 エネゲート 営業開発部 - 大崎電気工業株式会社 大阪営業所	050-8802-3724 087-825-0072 06-6130-2129 087-851-9101 06-6458-7936 06-6373-2556

◇ 証明用電気計器（子メーター）の実例

単 独 計 器	変成器付計器（変成器）
 機械式電気メーター	 検定票 変成器（変圧変流器）
 電子式電気メーター	 検定票 変成器（変流器）

「単独計器の封印は、封印キャップを使用して行われます。現在、有効な封印キャップは、検定用と基準適合用があります。検定用の封印キャップは2種類あり、検定証印のみを表示したものと有効期間満了の年月（元号）を併せて表示したものがあります。また、基準適合用の封印キャップには、表示はありません。

（検定用）

（基準適合用）



平成 28 年 4 月以降に
検定合格したもの



有効期間満了が平成 38 年 3 月
（2026 年 3 月）までのもの



四国地区証明用電気計器対策委員会（構成メンバー） 証明用電気計器の使用の適正化を図ることを目的に活動を行っています。

四 国 経 済 産 業 局	TEL (087-811-8532)	四 国 計 測 工 業 株 式 有 限 公 司	TEL (050-8802-3993)
香 川 県 計 量 検 定 所	TEL (087-881-2517)	一 般 財 団 法 人 四 国 電 気 保 安 協 会	TEL (087-805-1670)
徳 島 県 立 工 業 技 術 セ ン タ ー	TEL (088-669-6369)	一 般 社 団 法 人 日 本 電 設 工 業 協 会	TEL (087-865-0620)
愛 媛 県 計 量 検 定 所	TEL (089-970-7021)	株 式 有 限 公 司 四 電 工	TEL (087-840-0200)
高 知 県 工 業 技 術 セ ン タ ー 計 量 検 定 室	TEL (088-845-7770)	四 国 電 気 工 事 組 合 連 合 会	TEL (087-851-4869)
高 知 市 計 量 検 査 所	TEL (088-802-5753)	四 国 ビ ル デ ィ ン グ 協 会	TEL (087-821-2786)
松 山 市 市 民 部 市 民 生 活 課	TEL (089-948-6704)	西 日 本 ビ ル 管 理 株 式 有 限 公 司	TEL (087-864-3333)
高 松 市 市 民 政 策 局 く ら し 安 全 安 心 課	TEL (087-839-2067)	三 菱 電 機 株 式 有 限 公 司	TEL (087-825-0121)
新 居 浜 市 市 民 環 境 部 男 女 参 画 ・ 市 民 相 談 課	TEL (0897-65-1253)	東 光 東 芝 メ ー タ ー シ ス テ ム ズ 株 式 有 限 公 司	TEL (06-6130-2129)
今 治 市 市 民 環 境 部 市 民 参 画 課	TEL (0898-36-1655)	富 士 電 機 株 式 有 限 公 司	TEL (087-851-9101)
四 国 電 力 送 配 電 株 式 有 限 公 司	TEL (050-8801-3651)	日 電 検 四 国 支 社 (事 務 局)	TEL (0877-33-4040)

※本紙の無断転載・転用を禁じます。